

鳥取市和牛振興計画推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市和牛振興計画推進事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、優良な雌牛の保留及び導入、肥育牛の増頭を支援することにより、本市の和牛産業の振興を図ることを目的として交付する。

(補助事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、鳥取県和牛振興計画推進事業費補助金交付要綱（令和3年4月1日付第20210004271号鳥取県農林水産部長通知。以下「交付要綱」という。）に基づき実施される事業のうち、別表第1欄に掲げるものとする。

(補助事業者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、別表第2欄に掲げる者とする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第4欄に掲げる経費とする。ただし、仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。

(交付申請)

第6条 規則第4条の規定による本補助金の交付申請（以下「交付申請」という。）は、市長が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号に規定する書類は様式第1号に、同条第2号に規定する書類は様式第2号によるものとする。
- 3 交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでない場合は、前条ただし書の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額について次条第1項の規定により算定した額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(補助金の算定等)

第7条 本補助金は、別表第6欄に掲げるところにより算定し、予算の範囲内で交付する。

- 2 市長は、前条第3項の規定による交付申請を受けたときは、第5条ただし書の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合において、仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、本補助金の増額以外の変更とする。

(着手届を要しない場合)

第9条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による実績報告(以下「実績報告」という。)は、補助対象事業の完了、中止若しくは廃止の日から14日を経過する日又は本補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- 2 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号に規定する書類は様式第1号に、同条第2号に規定する書類は様式第2号に、同条第3号に規定する書類は様式第3号によるものとする。
- 3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が、交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第4号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(処分を制限する財産)

第11条 規則第16条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令

(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間)とする。

- 2 規則第16条第4号の市長が定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 取得価格又は効用の増加額が50万円以上の機械及び器具
 - (2) 別表の第1欄に掲げる事業により導入した繁殖雌牛
 - (3) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

(事業により取得した繁殖雌牛の処分に係る報告)

第12条 本事業により導入した繁殖雌牛を、契約期間内に盗難、失踪、疾病、死亡、その他重大な事故等の発生により処分する場合、速やかに様式第5号により市長に報告し、その承認を受けなければならない。ただし、緊急を要する事由については事後の承認も可とする。

- 2 前項の承認を受けずに処分した場合又は正当な理由なしに処分した場合は補助金返還の対象とする。また、前項の承認を受けた繁殖雌牛の処分に伴い収益が発生した場合は第14条によるものとする。

(補助金の返還等)

第13条 別表の第1欄に掲げる事業を実施する同表第3欄の者が、事業実施年度を含む3年度目に属する12月31日までに事業を中止した場合又は第10条第1項に基づき様式第1号により報告のあった事業実施年度を含む3年度目に属する12月31日現在に様式第1号に定める和牛増頭計画(9ヶ月齢以上の繁殖雌牛に限る。)以上の頭数を飼養していなかった場合は、補助事業者に対して規則第13条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消し、規則第14条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 天災等、事業を実施する者の責めに帰さないやむを得ない事情等により事業を中止した場合(取得した財産を処分したことによる収入が無い場合に限る。)
 - (2) 事業を実施する者が事業を中止した場合、その者の親族(三親等以内)又は鳥取市内において同事業を実施する別の者に事業を継続して実施する場合
 - (3) その他農林水産部長が特に認めた場合
- 2 事業実施者が県有種雄牛の凍結精液等を県外生産者等へ譲渡したことが判明した場合は、補助事業者に対して、規則第13条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消し、規則第14条の規定により交付された補助金の返還を命ずることがある。

(収益納付)

第14条 補助事業者は、事業を実施する者が取得し、又は効用の増加した財産(第

- 1 3条第1項の規定により本補助金の返還を命じたものに係るものを除く。)を処分したことにより収入があったことを知ったとき、又は、別表の第1欄に掲げる事業で事業対象牛を処分したことにより収入があったことを知ったときから20日以内に市長にその旨を報告しなければならない。
- 2 前項の場合において、市長がその収入の全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。ただし、自己の責任において事業要件を満たす財産又は繁殖雌牛を新たに確保し、補助事業を継続する場合は納付を必要としない。
- 3 前項の場合において、繁殖雌牛を新たに確保した場合は、補助事業者は、様式第6号により市長に報告しなければならない。
- 4 第2項ただし書の場合において、繁殖雌牛を新たに確保した場合は、別表の第5欄第6項に定める保留契約について、新たに確保した繁殖雌牛についても締結することとし、期間は処分した繁殖雌牛の保留契約満了日までとする。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月27日から施行し、令和3年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年7月20日から施行し、令和3年度の補助事業から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年2月25日から施行し、令和3年度事業から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に改正前の鳥取市和牛振興計画推進事業補助金交付要綱の規定により交付決定された補助事業に係る処分を制限する財産については、この要綱による改正後の鳥取市和牛振興計画推進事業補助金交付要綱第11条及び第12条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第3条、第4条、第5条、第7条関係）

1 補助事業	2 補助事業者	3 事業実施者	4 補助対象経費	5 要件	6 補助率等	7 備考
鳥取市和牛増頭加速化対策興計画推進事業	鳥取いなば農業協同組合	鳥取市内の畜産農家、法人	鳥取市内の畜産農家又は法人（以下「事業実施者」という。）が行う、増頭のために必要な和牛繁殖雌牛の購入（農協が購入して畜産農家及び法人に貸与するものも含む。）又は自家保留（全農が行う評価制度を活用すること。）に要する経費。 なお消費税は除くものとする。 自家保留の場合の補助対象経費は546千円/頭とする。	1 生産基盤拡大加速化事業（肉用牛）（以下「国加速化事業」という。）を活用していること。ただし、事業の前年度に飼養頭数が減少しているという理由により国加速化事業を活用できない場合は、補助額の変更等を条件とすることで本事業を活用できるものとする。 2 導入時点での月齢は14か月未満の雌牛であること。ただし、初妊牛を導入する場合にはこの限りではない。また事業実施年度の12月31日時点で9か月齢以上の雌牛であること。 3 脂肪交雑の期待育種価が上位1/2以内及び5形質（枝肉重量、ロス芯面積、バラ厚、皮下脂肪厚、歩留基準値）のうち1形質の期待育種価が上位1/2以内。ただし、期待育	補助対象経費の1/2から国加速化事業奨励金を差し引いた額（国加速化事業奨励金を活用していない場合にあっては、補助対象経費の1/2から246千円/頭を差し引いた額）以内。 ただし、事業実施者あたり450万円/年を上限とする。	事業対象牛は、期首から期末にかけて導入した牛を対象（他の県事業の対象牛は除く。）とする。ただし、期末から期首を差し引いた数を上限頭数とする。 期首：1月1日現在における満9か月齢以上の繁殖雌牛頭数 期末：12月31日現在における満9か月齢以上の繁殖雌牛頭数

1 補助事業	2 補助事業者	3 事業実施者	4 補助対象経費	5 要件	6 補助率等	7 備考
				<p>種価が判明していない個体は、ゲノム育種価に置き換えることができる。</p> <p>4 飼養する繁殖雌牛の情報を管理するための台帳を作成すること</p> <p>5 事業実施年度を含む3年度目に属する12月31日現在に和牛増頭計画頭数以上の頭数を飼養すること</p> <p>6 事業実施者は補助事業者と本事業で導入した和牛繁殖雌牛の6年間の保留契約を締結すること。</p> <p>7 県外から導入した雌牛については、県有種雄牛を交配し、保留契約期間に生産された雌子牛を1頭以上保留すること。</p> <p>8 鳥取和牛振興総合対策事業（担い手増頭に対する緊急支援）の事業実施者が本事業に取り組む場合は事業要件を満たした上で本事業に取り組むこと。</p>		